

# 規制・制度改革に関する分科会 ヒアリング資料

(ICTの利活用促進(遠隔医療))

平成24年2月27日  
厚生労働省保険局

## 遠隔医療に対するインセンティブの付与 対処状況

対処方針	具体的対処状況
<p>・診療報酬上の手当については、安全性・有効性等についてエビデンスが得られた遠隔医療について、順次検討し、結論を得る。 &lt;診療報酬改定のタイミングで随時&gt;</p>	<p>○診療報酬においては、遠隔診療について以下のとおり評価。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・遠隔モニタリングに対応した体内埋込式ペースメーカー等を使用している患者に対して医師が適切な体調管理を行い、治療のために必要な指導を行った場合の評価。</li><li>・電話、テレビ画像等を通じた再診については、一定の条件の下再診料を算定できていることになっている。</li><li>・遠隔画像診断を行った場合における、送信側の保険医療機関に対する撮影料、診断料等の評価。</li></ul> <p>○平成24年度診療報酬改定においても、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・遠隔モニタリングによる、心臓ペースメーカー指導管理料の評価の引き上げを行ったところ。</li></ul>